

# 平成 31 年度 千曲市包括的支援事業等（更埴川東及び埴生圏域における地域包括支援センターの設置運営）業務委託仕様書

## 1 事業名

平成 31 年度 千曲市包括的支援事業等（更埴川東及び埴生圏域における地域包括支援センター（高齢者相談センター）の設置運営）業務委託

## 2 目的

本仕様書は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 47 の規定により、法第 115 条の 46 に規定する包括的支援事業その他の事業に係る業務（以下「包括的支援事業等業務」という。）及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二に規定する第 1 号介護予防支援事業に係る業務（以下「第 1 号介護予防支援事業業務」という。）を千曲市から委託を受けた法人（以下「受託法人」という。）が設置した更埴川東及び埴生圏域内における地域包括支援センター（高齢者相談センター）（以下「委託型包括支援センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 3 委託期間及び契約内容等

(1) 委託期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

ただし、市が受託法人への包括的支援事業等業務の委託を不相当と認めた場合又は受託法人が法令等を遵守しない場合は、千曲市地域包括支援センター運営協議会で検討した上で、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

(2) (1)により市から契約を解除された場合、市は受託法人（包括的支援事業等業務受託に向けて千曲市と協議を行う受託候補法人も含む。）に対していかなる責任を負わないものとする。

また、受託法人の都合による予告のない解除権の行使は認めないものとする。

(3) 法及びこれに関連する政省令、条例等の改正に準ずる業務内容の変更等に対しては、受託法人との協議の上で決定することとする。

その場合は、委託期間内においても委託料の金額や業務への配置を必要とする職種又は人員の増減等の変更をする場合があるものとする。なお、その際の職員の増減等は、受託法人の責任において対応することとする。

## 4 担当する圏域及び委託型包括支援センターの設置について

市が第 7 期「しなのの里ゴールドプラン 21 老人福祉計画・介護保険事業計画」において定める日常生活圏域のうち、受託法人が包括的支援事業等業務、第 1 号介護予防支援事業業務及び法 115 条の 22 の規定による法 115 条の 23 の業務（以下「指定介護予防支援事業業務」という。）を担当する圏域は次のとおりとし、受託法人は、その責任において担当する圏域内に委託型包括支援センターを次のとおり設置することとする。

なお、委託型包括支援センターの名称は、後日、受託候補法人と協議の上、市が決定するものとする。

担当する日常生活圏域	委託型包括支援センターの設置数
更埴川東及び埴生圏域	1

## 5 包括的支援事業等業務の内容

### (1) 業務の概要

包括的支援事業等業務の実施に関しては、千曲市更埴地域包括支援センター（以下「直営型包括支援センター」とする。）と協働して、担当する圏域における地域包括ケアシステムを構築することを基本とし、「千曲市地域包括支援センター事業実施方針」（参考として平成 30 年度のを仕様書別添 1 として添付）及び関係する要綱やマニュアル（16 その他のとおり）に従い適切に業務を実施すること。

なお、包括的支援事業等業務や市民への相談対応を円滑に行うために、委託型包括支援センターは、直営型包括支援センター並びに他の地域包括支援センターと連携を取り合い、業務を実施するものとする。

#### ア 包括的支援事業の業務

法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号まで（総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）に規定する業務

#### イ 地域包括ケアシステム構築を図るための多職種等協働事業への参画・協力等

法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号まで（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業）に規定する業務への参画・協力等及び法第 115 条の 48 に規定する地域ケア会議の開催、運営及び協力等に関する業務

#### ウ その他市が必要と定める業務

#### エ 留意事項

業務の内容は、法及びこれに関連する政省令、条例等の改正に準じて変更となる場合があり、その場合は、受託法人との協議の上で決定することとする。

その場合、委託期間内においても委託料の金額や業務への配置を必要とする職種又は人員の増減等の変更をする場合もあるものとする。なお、その際の職員の増減等は、受託法人の責任において対応することとする。

### (2) (1)の業務の詳細

#### ア 総合相談支援業務

市内に居住する概ね 65 歳以上の高齢者等について、その高齢者等が属する世帯が地域で生活を送るために抱える課題全体の把握にも努めながら、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげることに努める等の支援を行う。

#### (ア) 地域におけるネットワークの構築

支援の必要な高齢者に対し、あらゆる社会資源を活用し適切な支援につなぎ、継続的な見守りや更なる問題発生を防止するために、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。ネットワークの構築、活用が効果的に行われるために、市の福祉・保健担当者や他の地域包括支援センター、医療機関等多様な機関及び多様な職種とも連携し、情報を共有すること。

なお、ネットワーク構築に係る業務を行う場合は、事前に直営型包括支援センターへ「ネットワーク構築企画書（様式1）」を提出することとする。

(イ) 実態把握

様々な社会資源との連携、高齢者世帯への訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等について、実態把握をし、支援が必要な高齢者に適切な助言とサービス提供を行う。

a 方法

高齢者及び家族からの相談及び民生児童委員、近隣者等からの紹介・情報提供及び市が提供する情報等によって、該当する高齢者の自宅を訪問し聞き取り調査を行う。指定の様式（様式2）にそって記録を整備し、直営型包括支援センターに報告すること。

b その他

受託地域外の高齢者から相談があった場合は、該当地域を担当する地域包括支援センターの説明及び紹介を行うこと。しかし、なおも高齢者等から相談対応を希望した場合は、受託地域外であっても相談対応及び実態把握を行うものとする。その後、相談者の了解を得た上で、本来担当すべき地域包括支援センターへ連絡・調整を行う。

(ウ) 総合相談支援

市内に居住する概ね65歳以上の者で、要援護高齢者及びその家族に対し、各種相談及び関連機関との各種調整等を行うこと。

a 内容

(a) 各種相談に対し、電話・面接・訪問等により総合的に応じること

(b) 介護保険サービス等の利用希望者に対し、訪問等による相談支援に応じるとともに、必要に応じて、要介護認定申請又は基本チェックリストの提出支援並びに介護保険サービス、一般介護予防事業及び各種サービスや制度等の利用につなげること。なお、基本チェックリストを実施した場合、委託型包括支援センターは、第1号事業（法115条の45第1項第1号に規定する「第1号事業」をいう。以下同じ。）利用に係る対象者確認を実施すること。（第1号事業利用希望者が要支援認定を受けている場合等は除く。）

(c) 介護認定自立者、基本チェックリスト非該当者及び新規要支援認定者のうち認定結果通知後1ヶ月間程度相談支援がない者について、訪問・電話等により、必要に応じて、次の(d)等のサービスにつなぐことを含めた相談支援を行うこと。

(d) 公的保健福祉サービス等について紹介、調整を行うこと。（利用、手続き等の支援も含む。）

(e) 高齢者及びその家族、民生児童委員、近隣者等からの連絡に対し、相談内容に即した制度やサービスなど情報提供や関係機関の紹介等を行うこと。

(f) 介護ニーズや支援のあり方等について必要な場合は地域ケア会議等を開催すること。

b 困難事例への対応

対応が困難な事例については、地域包括支援センターの専門職が相互に連携

をとり、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行うこと。(市が開催する地域ケア会議への協力、委託型包括支援センターが開催する個別地域ケア会議等の開催及び運営等)

- (エ) 総合相談支援業務を行った時には、「相談記録票」を作成(相談支援システムへの入力)し、継続して支援していくケース等についても同様に作成するものとする。また、相談件数等を月毎にまとめ、翌月 10 日までに直営型包括支援センターに報告すること。

## イ 権利擁護業務

高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるように権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合や、高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための必要な支援を行う。

### (ア) 成年後見制度の活用促進

相談等により高齢者等の判断能力の状況等を把握した結果、成年後見制度を利用する必要があると判断した場合は、千曲市成年後見支援センター等成年後見支援制度に関する相談支援機関や直営型包括支援センターと連携を図り、必要な支援を行うこと。

### (イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、直営型包括支援センターと連携を図り必要な支援を行うこと。

### (ウ) 高齢者に対する虐待の防止及び養護者の支援に関する対応

委託型包括支援センターには、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)第 17 条第 1 項の規定により高齢者虐待防止法に係る次の a から d の事務を当市から委託を受けるものとし、虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法に基づき、必要な支援を行うこと。

また、地域におけるネットワークを積極的に活用し、虐待の早期発見、対応並びに防止に努めること。

a 高齢者や養護者への相談、指導及び助言。(高齢者虐待防止法第 6 条)

b 養護者による高齢者虐待に係る通報及び高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出の受理。(高齢者虐待防止法第 7 条及び第 9 条)

受理した場合は、直営型包括支援センターと連携を図りながら、必要な支援及び対応を行うこと。

c 上記 b の通報又は届出を受理したときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認や事実の確認のための措置(高齢者虐待防止法第 9 条)を講ずるとともに、「千曲市高齢者虐待対応マニュアル」に沿って、直営型包括支援センター及び関係機関等とその対応について協議を行い、当該高齢者及びその養護者等への必要な支援及び対応を行うこと。

d 養護者の負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置を行うこと。(高齢者虐待防止法第 14 条)

e 千曲市虐待防止ネットワーク会議及び同高齢者虐待対策部会への出席並びに

同会議等が行う事業に協力すること。

(エ) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した時は、地域包括支援センターの専門職が相互に連携をとり、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行うこと。

(オ) 消費者被害の防止に関する対応

消費者被害に関する問題が発生している又はそのおそれがあると認められる場合には、千曲市消費生活センターなど関係機関と連携をとり、必要な支援を行うこと。

(カ) その他

権利擁護業務を行った場合は、総合相談支援業務同様に「相談記録票」を作成すること。また、上記(ウ)のbの通報又は届出を受理したときは、千曲市高齢者虐待対応マニュアルにより「高齢者虐待等通報報告書」を作成し、直営型包括支援センターへ報告すること。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医、介護支援専門員等地域における多職種相互の協働により連携し、高齢者の個々の状況に応じた支援実現のため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を直営型包括支援センターとともに行うこと。

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援すること。

(イ) 介護支援専門員に対する個別支援

介護支援専門員に対して、そのケアマネジメント力を高めるために次に掲げる必要な支援を直営型包括支援センターとともに行うこと。

なお、個別支援等を行ったときは、相談記録票を作成することとする。また、相談件数等を月毎にまとめ、直営型包括支援センターに報告すること。

- a 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応と事例検討会（介護予防のための個別地域ケア会議等）の実施
- b 介護支援専門員への情報提供と質の向上のための研修
- c 介護支援専門員同士のネットワークの構築・育成
- d 個別のケアプランの作成指導を通じたケアマネジメント指導

エ 地域包括ケアシステム構築を図るための多職種等協働事業への参画・協力等

当該業務を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療・介護サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等のさまざまな社会資源が有機的に連携することができる体制づくりの事業に参画・協力すること。

(ア) 在宅医療・介護連携推進事業について(法第115条の45第2項第4号)

委託型包括支援センターは、市が実施する在宅医療・介護連携推進に係る各種事業等に協力・参画すること。

(イ) 生活支援体制整備事業について(法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号)

委託型包括支援センターは、今後、市や市等が設置する協議体等が実施する事業等に協力・参画すること。(委託型包括支援センターは協議体等の構成員となる可能性があるので留意すること。)

(ウ) 認知症総合支援事業について(法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号)

委託型包括支援センターは、市等が実施する事業等に協力・参画すること。

なお、センター職員は「認知症地域支援推進員」及び「認知症初期集中支援チーム員」を兼ねる予定でもあるので留意すること。「認知症地域支援推進員」及び「認知症初期集中支援チーム員」の資格等要件は、地域支援事業の実施について(平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知)のとおり。

「認知症地域支援推進員」及び「認知症初期集中支援チーム員」研修受講のための負担金、旅費、日当等は原則、市の規定に基づいた金額を市が負担するものとする。

また、委託型包括支援センターの職員は、「認知症サポーター養成講座」の受講に努めること。

(エ) 地域ケア会議について(法第 115 条の 48)

市が開催する地域ケア会議へ参加するとともに、委託型包括支援センターも個別地域ケア会議等の開催及び運営等を行うこと。

なお、地域ケア会議の内容及び構成員等は、「千曲市地域ケア会議の実実施計画について」(参考として平成 30 年度のを仕様書別添 2 として添付)に沿って実施するものとする。

オ その他市が必要と定める業務

(ア) 千曲市地域包括支援センター運営協議会等市及びその他関係機関が開催する会議等への出席

(イ) 地域の民生児童委員との連携に係る協議の場等への出席

(ウ) 市や県等から依頼する調査、統計等に関する報告

(エ) 包括的支援事業等業務の実施にあたり市が必要と判断した業務への対応

(オ) 市行方不明高齢者 SOS ネットワーク事業への事業所としての登録

6 第 1 号介護予防支援事業(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)に係る業務の受託

委託型包括支援センターは、当該センターが担当する圏域内に居住する要支援認定者又は基本チェックリスト該当者が適切に第 1 号事業等を利用できるよう、市から第 1 号介護予防支援事業業務を受託しケアマネジメントを実施するものとする。

(1) 地域包括支援センターの第一の機能である地域包括ケアを支える機能の妨げとならないよう、3 職種の担当配分に考慮すること。また、介護支援専門員等を別途雇用して担当させることもできるので留意すること。

(2) 市から情報提供された要支援認定者又は基本チェックリスト該当者に関する情報は、受託法人が管理し、第 1 号介護予防支援事業業務を行うこととする。

- (3) 第1号介護予防支援事業業務の実施にあたっては、別に定める「千曲市第1号介護予防支援事業実施要領」に沿い、実施すること。
- (4) 第1号介護予防支援事業業務に関わる収入(委託料)は受託法人の収入とする。
- (5) 第1号介護予防支援事業業務の委託
- 委託型包括支援センターは、第1号介護予防支援事業業務の一部を委託契約を締結した指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。なお、委託にあたっては、次の事項に留意すること。
- ア 委託型包括支援センターは、新たに指定居宅介護支援事業所と委託契約を締結したときは、千曲市地域包括支援センター運営協議会に報告をすること。
- イ 委託型包括支援センターは、指定居宅介護支援事業所への委託の実施状況について、随時、千曲市地域包括支援センター運営協議会に報告をすること。
- ウ 第1号介護予防支援事業業務の実施にあたり、アセスメントやケアプランの作成業務が一体的に行われるよう配慮すること。
- エ 委託先の指定居宅介護支援事業所が、長野県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- オ 第1号介護予防支援事業業務に係る責任主体は地域包括支援センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が第1号介護予防支援事業業務が適切に実施しているのか確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価について確認を行い、今後の計画の方針等を決定すること。
- カ 第1号介護予防支援事業業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託した場合、その利用者の業務委託費用として委託型包括支援センターが定めた業務委託料を、委託先の指定居宅介護支援事業所に支払うこととする。
- キ 第1号介護予防支援事業業務の委託にあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- (6) その他第1号介護予防支援事業業務の内容等は、別に市が受託法人と締結する業務委託契約書(仕様書を含む。)によるものとする。

## 7 再委託の禁止

受託法人は、包括的支援事業等業務はそのすべてを、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務の一部を除き、第三者に委託し請け負わせることはできないものとする。

## 8 人 員

包括的支援事業等業務を適切に実施するため、次の職員を置くとともに、(1)のアからウまでの職員の1人を管理者とするものとします。

(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66及び関係する法令・条例等)

### (1) 職種別等配置人数

ア 「保健師又はこれに準ずる者」 常勤かつ専従で1名以上

「準ずる者」とは、看護師資格を有し、地域ケア、地域保健等に関する経験かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお、この看護師には、准看護師は含まないものとする。

イ 「社会福祉士又はこれに準ずる者」 常勤かつ専従で1名以上

「準ずる者」とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。ただし、準ずる者を配置した場合は、将来的に社会福祉士の配置を行うこと。

ウ 「主任介護支援専門員又はこれに準ずる者」 常勤かつ専従で1名以上

「準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする。ただし、準ずる者を配置した場合は、将来的に主任介護支援専門員の配置を行うこと。

なお、包括的支援事業等業務の受託期間中は、主任介護支援専門員としての資格を保持できるよう、必要な研修を受講すること。

エ 包括的支援事業等業務を適切に実施するために、上記アからウまでとは別に、包括的支援事業等委託料の範囲内において受託法人が必要と認めた介護支援専門員や事務職員等を配置しても構わないこととする。

(2) その他

ア 職種別の配置は、(1)のエ以外は何れの職種も常勤かつ専従で配置すること。常勤換算による配置は認められません。管理者(何れの職種も可)を含め(1)のア、イ及びウの職種の職員を常勤かつ専従でそれぞれ1名以上配置すること。

イ (1)のアからウまでの何れかの職員が育児休暇又は90日以上病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。ただし、産前産後休暇及び90日未満の病気休暇等において、緊急止むを得ない場合は市へ報告し、事前に承認を得た場合はこの限りではないものとする。

## 9 委託型包括支援センターの構造及び設備等

特別な基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務を行う場所は一体であることが望ましいこととする。

(1) センターの設置場所及び建物設備等は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 設置場所

(ア) センターは、4に規定する圏域内に受託法人の責任において設置する。なお、設置に要する経費は受託法人の負担とする。(ただし、平成31年度の業務受託にあたり、受託法人がセンター設置のための事務所等を新たに借り上げる場合で、その借上げを、市が業務の委託にあたり必要とし予算の範囲内において受託法人が支払う家賃(12か月分)を負担(包括的支援事業等業務委託料に含むことで対応する。)することとした場合を除く。)



- (イ) 設置場所は、4に規定する圏域内において、鉄道の駅やバスの停留所等の公共交通機関の乗降場所に隣接している等利用者の利便性を確保できる場所とし、市と協議の上で決定するものとする。

#### イ センターの建物設備等

- (ア) 建物及び不動産は、建築基準法その他法令の基準を満たすものとする。
- (イ) 高齢者に配慮した設備を有し、事務所を2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。
- (ウ) 利用者専用の駐車スペースを2台以上及び駐輪スペースを3台以上敷地内又は隣接地に確保すること。
- (エ) 機械警備の設置及び施錠できる保管庫を有しセキュリティを確保すること。
- (オ) 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。  
事務室を法人の本体施設又はサービス提供事業部門等に設置する場合は、センターの事務スペースは独立して設け、センターの業務情報が担当職員外に漏れない等の配慮をすること。  
相談室及び会議室は、簡易に移動できるパーティションにより設置することも可能とするが、相談者のプライバシーに配慮した形態とすること。  
相談室、会議室及び書類保管庫等は、センターが併設する法人の本体施設又はサービス提供事業部門等と共用することは差し支えないものとする。
- (カ) 専用のパソコンを1台以上常備(ワード、エクセルでの文書交信ができること)し、インターネットへの接続可能な環境を確保するとともに、メールアドレスを取得すること。また、同パソコンのセキュリティ機能を確保すること。  
なお、本市から貸与する物品は、「11 物品・システム等の貸与」のとおりとする。
- (キ) 事務机及び椅子を職員数分確保し、ファクシミリ、電話機を配置すること。
- (ク) 委託型包括支援センターの看板及び案内板等を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (ケ) 受付カウンターを設置することが望ましい。
- (コ) 包括的支援事業等業務委託料の金額には、軽自動車1台分のレンタル料及び運用に係る経費を計上している。社用車を配置する場合は、本市に登録するとともに車両に委託型包括支援センターの名称を掲げること。なお、自動車運用に係る交通事故等の損害金及びその他自動車整備に関する一切の責任は受託法人が負うこととする。
- (サ) 包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務で使用する設備、備品又は物品等及び設備、備品又は物品等の購入又は賃借等に要する費用並びに上記(ア)～(コ)に必要な経費は、本仕様書に定めているもの以外は受託法人の負担とする。  
また、受託法人が行う設備、備品又は物品等の購入又は賃借等に係る契約についても、市は一切関与しないものとする。

## 10 委託型包括支援センターの開設時間及び休業日

### (1) 開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休業日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 開設時間外の体制

開設時間外においても、緊急時に連絡がとれるよう緊急連絡体制を整えておくこと。

(4) その他

上記(1)の開設時間外であっても、地域の住民、市や関係団体等の会議等への出席を求める場合がある。

## 11 物品・システム等の貸与

(1) 包括的支援事業等業務の実施にあたり、市は以下のとおり物品等を貸与する。

ア パソコン 4台（市賃借物品を貸与対応。いずれも、市が指定する「総合相談支援システム」を内蔵するものとする。なお、総合相談支援システムの設定に係る費用は、市が負担するものとする。）

イ アのパソコン用ディスプレイ 4台（市賃借物品を貸与対応）

ウ ハブ（千曲市情報政策課から貸与対応）1台

エ スキャナー 1台（市賃借物品を貸与対応）

(2) 上記(1)の物品等の修理は、原則市が対応する。

(3) 第1号介護予防支援事業業務又は指定介護予防支援事業業務に使用するケアプラン等作成システムやパソコン等いずれの業務に係るシステム、備品又は物品等は、受託法人が費用を含めて対応するものとする。

## 12 業務報告及び評価等について

(1) 平成31年度当初に「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。

(2) 平成31年度業務終了後30日以内に「委託業務実績報告書」及び「所要額精算書」を提出すること。

(3) 毎月等の業務終了後、5の(2)に規定する報告書を直営型包括支援センターに提出すること。

(4) 委託型包括支援センターにおける業務の質を向上させるため、センターの自己評価を実施し千曲市地域包括支援センター運営協議会での協議を受けるとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。

## 13 委託料の請求等について

(1) 請求及び支払い

別途契約時に作成する業務委託契約書に基づき、請求及び支払いを行うこととする。

## 14 法令の遵守及び人権に関する研修について

- (1) 包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務に従事する受託法人の役員及び職員は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例等に規定する事項を遵守すること。
- (2) 包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務に従事する役職員は常に人権に配慮するよう努めなければならない、必ず必要な研修を受けること。

## 15 公平・中立性について

- (1) 受託法人は、包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務を運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分に配慮すること。

## 16 その他

- (1) 包括的支援事業等業務及び第1号介護予防支援事業業務の実施にあたっては、関係法令、次の通知及びマニュアル並びに本仕様書に定める事項を遵守することとする。
  - ア 「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）
  - イ 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、同振興課長、同老人保健課長通知）
  - ウ 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（平成27年6月5日付け老発0605第5号厚生労働省老健局長通知別紙）
  - エ 「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日付け老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）
  - オ 地域包括支援センター運営マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター発行）
  - カ 地域ケア会議運営ハンドブック（一般財団法人長寿社会開発センター発行）  
注）上記の通知及びマニュアルについては、最新のものを優先させるものとする。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、関係法令及び条例等を遵守し、個人情報及びプライバシーの保護に遺漏無きよう十分留意すること。

また、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用しないこと。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 利用者等とのトラブルを未然に防止していく対応・体制づくりやトラブルの発生時の対応体制を整備すること。なお、トラブル等発生時には誠実に対処するとともに再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告し指示を受けること。
- (4) 地域包括支援センターの業務は、多岐にわたるとともに、最新及び専門的知識を有することが必要であるため、受託法人は、従事する職員に必要な研修や会議

- 等へ積極的に参加させることにより、職員の資質の向上を図るよう努めること。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議することとする。

## 17 様式について

- (1) 仕様書様式 1 ネットワーク構築企画書  
(2) 仕様書様式 2 実態把握票

## 18 指定介護予防支援事業（法第 8 条の 2 第 16 項）の業務の実施

受託法人は、委託型包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業業務（予防給付に関するケアマネジメント業務）を実施する。

### (1) 予防給付に関するケアマネジメント業務

ア 業務の実施にあたっては、法第 8 条の 2 第 16 項、法第 115 条の 22 から 31 までの規定に基づき、委託型地域包括支援センターとして市の指定介護予防支援事業所の指定を受け、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）及び関係法令並びに千曲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年千曲市条例第 3 号。以下「指定介護予防支援基準条例」という。）等を遵守すること。

さらに、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により長野県知事の指定を受けること。

イ 地域包括支援センターの第一の機能である地域包括ケアを支える機能の妨げとならないよう、3 職種の担当配分に考慮すること。また、介護支援専門員等を別途雇用して担当させることもできる。

ウ 市から情報提供される当該者に関する情報は、受託法人が管理し、担当する圏域の当該者の予防給付ケアマネジメントを行うこととする。

エ 指定介護予防支援事業業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は受託法人の収入とする。

### オ 指定介護予防支援事業業務の委託

委託型包括支援センターは指定介護予防支援事業業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。なお、委託にあたっては、次の事項に留意すること。

(ア) 委託型包括支援センターは、新たに指定居宅介護支援事業所と委託契約を締結したときは、千曲市地域包括支援センター運営協議会に報告をすること。

(イ) 委託型包括支援センターは、指定居宅介護支援事業所への委託の実施状況について、随時、千曲市地域包括支援センター運営協議会に報告をすること。

(ウ) 指定介護予防支援基準条例に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務が一体的に行われるよう配慮すること。

(エ) 委託先の指定居宅介護支援事業所は、長野県が実施する介護予防支援に関す

る研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。

- (㍑) 指定介護予防支援事業業務に係る責任主体は地域包括支援センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価について確認を行い、今後の計画の方針等を決定すること。
  - (㍒) 指定介護予防支援事業業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託した場合、その利用者の介護予防サービス計画作成費用として委託型包括支援センターが定めた業務委託料を、委託先の指定居宅介護支援事業所に支払うこととする。
  - (㍓) 指定介護予防支援事業業務の委託にあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- (2) 指定介護予防支援事業所の配置基準

保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員を、事業が円滑に実施できるよう、1人以上の必要数を配置すること。(指定介護予防支援基準条例第4条)  
又、担当する職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、長野県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てること。

ア 保健師

イ 介護支援専門員

ウ 社会福祉士

エ 経験ある看護師

オ 高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した社会福祉主事

(3) 兼務関係について

包括的支援事業等業務及び第1号介護予防支援事業の業務に従事する職員と指定介護予防支援事業業務に従事する職員とは、8の(1)のアからウまでの職種別等配置人数及び(2) 指定介護予防支援事業所の配置基準の各要件を満たすものであれば、兼務して差し支えない。しかし、包括的支援事業等業務及び第1号介護予防支援事業の業務に支障がある場合はこの限りではない。